

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和7年10月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オギノ御殿場店 御殿場市萩原字京塚原664－1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オギノ 山梨県甲府市徳行一丁目2－18 代表取締役 荻野雄二

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社オギノ	代表取締役 荻野寛二	代表取締役 荻野雄二	令和7年5月19日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和7年10月15日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和7年10月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オギノ御殿場富士岡店 御殿場市大坂字今堀319－15ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社シーエーティーブイ富士五湖 山梨県富士吉田市中曽根四丁目10－26 代表取締役 武川

以爾身

3 変更した事項

(1)大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
(仮称) オギノ御殿場大坂店	オギノ御殿場富士岡店	平成 26 年 12 月 13 日

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社オギノ	代表取締役 荻野寛二	代表取締役 荻野雄二	令和 7 年 5 月 19 日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和 7 年10月15日